

2024年3月19日

各位

公益財団法人アキレス育英会 事務局

2024年度公益財団法人アキレス育英会奨学生募集要綱

当育英会は学術優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な方に対し奨学援護を行い、有為の人材を育成することを目的に1963年に設立され、これまで831名の方への奨学金貸与を通じて社会貢献してまいりました。

下記要綱にて奨学生を募集致します。募集人員は16名とし、応募多数の場合は、本人の学業成績や家計所得を勘案の上、奨学生を選考させていただきます。

記

応募締切	2024年5月31日（金） 必着
選考通知	2024年6月下旬
資 格	本年大学に入学された方（短期大学を除く、新一年生に限ります。）
奨学金額	自宅通学者 月額 30,000円 自宅外通学者 月額 40,000円
貸与期間	2024年4月分より所定の就学期間
貸与開始	第一回振込予定 2024年7月（4～7月までの4ヶ月分振込） 第二回振込以降 2024年8月から毎偶数月に2ヶ月分振込

*他奨学金との併給可です。

*奨学金は無利子で貸与します。

*貸与にあたっては連帯保証人1名と保証人1名が必要です。

「連帯保証人」は、一定の職業に従事し生計を維持している成年の方で、原則として奨学生の父母とし、父母がいない場合は、兄弟・叔父・叔母など3親等以内の方とします。

「保証人」は、連帯保証人と別生計で、一定の職業に従事し生計を維持している成年の方とします。

以 上

＜必要書類一覧＞

1. 奨学生願書
2. 本人自筆の履歴書（写真添付）
3. 在学学校長の奨学生推薦書
（書式を添付しますが、大学の書式でも結構です）
4. 在学証明書
5. 最近在学した学校（高等学校等）の学業成績証明書
6. 家計状態調書
（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の写し等）

※ 提出期限に間に合わない書類がある場合は、その旨ご連絡いただいた上で後日
ご提出ください。

以 上

公益財団法人アキレス育英会 奨学規定

第1章 総 則

第1条（目的）

この規定は、公益財団法人アキレス育英会（以下「本会」という）の定款第3条及び第4条第1項に基づき学生支援としての奨学金の貸与についての事項を定め、その適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本会から学資の貸与を受ける者（貸与を終了した者を含む）を奨学生といい、貸与する学資を奨学金という。

第2章 奨学金の貸与

第3条（奨学生の資格）

本会が奨学金を貸与する奨学生は、大学またはこれと同程度以上の学校に在学し、品行方正、学術優秀で、かつ学資の支弁が困難であると認められる者でなければならない。

2. 奨学生の選考は、奨学生志願者の中から選考委員会において選拔し、理事会決議をもって決定する。

第4条（願書の提出）

本会の奨学生になることを志願する者（以下「志願者」という）は、所定の「奨学生願書」に次の各号の書類を添え、在学学校長経由で本会に提出しなければならない。

- (1) 本人自筆の履歴書（写真貼付）
- (2) 在学学校長の推薦書
- (3) 在学証明書（新入学者の場合は入学許可書）
- (4) 現在または最近在学した学校の学業成績証明書
- (5) 家計状態調書（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の写し等）
- (6) その他本会が提出を求めるもの

第5条（奨学生の選考）

奨学生は、学識経験者3分の1以上及び理事3分の1以下で3名以上で組織する選考委員

会において選出し理事会決議をもって決定する。

2. 選考委員の3分の1以上は学識経験者とする。
3. 委員のうちには、委員のいずれか1名とその親族その他特殊の関係のあるものの合
計数が、委員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 選考委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
5. 選考委員会の運用については別途「選考委員会規定」にて定める。

第6条（誓約書の提出）

奨学生に選考された場合は、志願者本人並びに在学学校長にこれを通知する。

2. 奨学生に選考された志願者は、本規定の遵守及び返済の義務を記した所定の誓約書
及びその他本会が求める書類を、連帯保証人1名及び保証人1名の連署の上、本会が
指定する期日までに提出しなければならない。
3. 正当な理由なく、本会が指定する期日までに前項の誓約書等の提出がない場合は、
奨学生となることを辞退したものとみなす。
4. 第2項の誓約書に連署する連帯保証人並びに保証人は、一定の職業に従事し、生計
を維持している成年者でなければならない。

また、連帯保証人は、志願者の父母兄弟もしくはこれに代わるものでなければならな
い。

5. 連帯保証人もしくは保証人が適当でないと認めた場合は変更させることがある。

第7条（奨学金の額）

奨学金の額は、次の通学形態の区分に応じ、家庭の事情等を参酌して決定する。

- (1) 自宅またはこれに準ずるところから通学する場合 月額 30,000円以内
- (2) 前号以外 月額 40,000円以内

2. 前項で決定した奨学金の額は、前条第1項の通知と同時に、志願者本人並びに在学
学校長に通知する。

第8条（奨学金の額の変更）

通学形態の変更、家計状態の変化もしくはその他の事情がある場合は、事前に通知の
上、奨学金の額を変更することがある。

2. 奨学生は、何時でも奨学金の減額、中止もしくは辞退の申出をすることができる。

第9条（奨学金の貸出期間）

奨学金の貸出期間は、在学する学校の正規の就学期間とする。

2. 就学の中途より奨学金の貸与を開始するときは、貸与を開始した時点で残っている正規の就学期間を限度とする。

第10条（奨学金の貸与方法）

奨学金は、2ヵ月毎に2ヵ月分まとめて奨学生本人に貸与する。

但し、特別な事情があると認めた場合は、事前に通知の上、数ヵ月分まとめて貸与することができる。

第11条（奨学金の中止）

次の各号に該当すると認めた場合は、事前に通知の上、奨学金の貸与を中止する。

- (1) 奨学生が休学もしくは長期にわたって欠席したとき
- (2) 奨学生の学業成績または性行が不良となったとき
- (3) 正当な理由なく、本会の指定する期日までに第14条の学業成績表及び家計状態調書の提出がなかったとき
- (4) 正当な理由なく第15条各号の届出を怠ったとき
- (5) 第8条第2項により、奨学生から貸与中止の申出があったとき
- (6) その他奨学金の貸与を継続することが不適当と認められる事由があったとき

第12条（奨学金の再開）

前条の規定により、奨学金の貸与を中止された者が、貸与の中止に至った事由の消滅を証する書面（傷病の場合は医師の診断書）を添えて、在学学校長経由で貸与の再開を願い出た場合は、奨学金の貸与を再開する。

但し、貸与が中止されてから2年を経過している場合は、この限りではない。

2. 前項により奨学金の貸与が再開された場合であっても、貸与が中止されていた期間分の奨学金は、原則として貸与しない。

第13条（奨学金の打ち切）

次の各号に該当すると認めた場合は、事前に通知の上、奨学金の貸与を打ち切る。

- (1) 奨学生が死亡もしくは退学したとき
- (2) 傷病等のため成業の見込がないとき
- (3) 学業成績または性行が不良で、かつ改善の見込がないとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき
- (5) 奨学金の使途が適当でないとき
- (6) 提出した書類等に、重要な偽りや事実との相違があった場合

- (7) 在学学校で処分を受けたとき
 - (8) 第11条の貸与の中止を数回受けたにもかかわらず、なお改善が見られないとき
 - (9) 第11条の貸与の中止期間が2年以上となったとき
 - (10) 第8条第2項により、奨学生から辞退の申出があったとき
 - (11) その他第3条第1項の奨学生の資格を失ったとき
2. 奨学生が、就学中途中で転校、転学または転科（以下「転校等」という）した場合は、それまでの奨学金の貸与を打ち切り、改めて第4条の手続を経て奨学金の貸与を開始するものとする。

但し、転校等するまでに貸与した奨学金の返済は、転校等した後に貸与する奨学金の返済開始まで猶予するものとする。

第3章 奨学生の義務

第14条（学業成績表等の提出）

奨学生は、毎学年末に、学業成績表及び家計状態調書を本会に提出しなければならない。

第15条（届出義務）

奨学生は、次の各号に該当する事項が生じた場合は、直ちに本会に届け出なければならない。

なお、やむを得ない事由により、奨学生本人が届け出ることができない場合は、連帯保証人、保証人または奨学生の家族が届け出なければならない。

- (1) 傷病もしくはその他の事由により1ヵ月以上欠席するとき
 - (2) 退学したとき
 - (3) 休学、復学、転校、転学もしくは転科したとき
 - (4) 連帯保証人もしくは保証人を変更するとき
 - (5) 奨学生本人及びその家族、連帯保証人もしくは保証人の身上、住所、連絡先、その他重要な事項に異動があったとき
 - (6) 他の団体もしくは個人からの奨学金の貸与または支給を受けたとき
また、それに変動があった場合
 - (7) その他本会が提出を求めたとき
2. 奨学生が死亡した場合、連帯保証人、保証人または奨学生の家族は、速やかに本会

に届け出なければならない。

3. 第11条により奨学金の貸与を中止している期間、並びに奨学金貸与の終了もしくは打切から返済が完了するまでの期間（第20条の猶予期間も含む）も、第1項並びに第2項の届出をしなければならない。

第4章 奨学金の返済

第16条（奨学金総額の通知）

奨学金の貸与が終了（第13条の貸与の打切を含む）したら、本会より奨学生本人に対し、貸与した奨学金総額を通知する。

第17条（奨学金借用証書／返済計画書の提出）

前条により、奨学金総額の通知を受けた奨学生は、本会の指定する期日までに、連帯保証人及び保証人連署の上、所定の奨学金借用証書／返済計画書を提出しなければならない。

2. 前項の奨学金借用証書／返済計画書には、第18条の返済に要する期間並びに第19条の月々の返済額等を記載しなければならない。
3. 奨学金の返済計画を変更する場合は、連帯保証人並びに保証人連署の上、本会に届け出なければならない。
4. 奨学金の返済計画が不相当と認める場合は、計画の修正を求めることがある。

第18条（返済の期間）

奨学金は、第9条の貸出期間が終了後、6ヵ月の据置期間を経てから返済を開始し、貸出期間の2倍の期間以内に完了しなければならない。

但し、第13条により奨学金の貸与を打ち切られた場合は、6ヵ月の据置期間を設けずに、直ちに返済を開始しなければならない。

2. 第13条第2項により、転校等のため改めて奨学金の貸与を受けた場合は、転校等をするまでの貸与期間と転校等後の貸与期間の合計をもって前項の貸与期間とみなす。

第19条（返済額等）

1月当たりの奨学金返済額は、原則として、貸与した奨学金総額を第9条の貸出期間の2倍の期間（月数）で除した金額（但し、最低15,000円とする）以上とする。

2. 奨学金は無利息とする。

但し、第22条第2項の不正貸与を受けた場合はこの限りでない。

3. 奨学金の返済は、毎月行なうことを原則とするが、一括返済もしくは数ヵ月分をまとめて返済することもできる。

但し、全額の返済が完了するまでの期間（第20条の猶予期間は除く）において、奨学金の返済を行わない非返済月（第18条第1項の据置期間中を含む）が12ヵ月以上連続してはならない。

4. 奨学金返済のためにかかる費用（振込手数料等）は、奨学金を返済する者の負担とする。

第20条（返済の猶予）

奨学金の返済が困難となるやむを得ない事由があることを申し出て、本会がそれを認めた場合は、奨学金の返済を猶予する。

2. 前項により返済猶予を受ける場合は、返済が困難である理由、猶予して欲しい期間等を記した所定の奨学金返済猶予願を、連帯保証人並びに保証人連署の上、本会に提出しなければならない。
3. 前項の奨学金返済猶予願が提出された場合、返済が困難である理由を証する書面の提出を求めることがある。
4. 奨学金返済猶予を受けた場合、猶予期間終了1ヵ月前までに、第17条第3項の返済計画変更を届出をしなければならない。

第21条（返済の免除）

次の各号に該当する場合、理事会の承認を経て奨学金の全部または一部の返済を免除することがある。

- (1) 奨学生本人が死亡した場合
 - (2) 精神または身体の障害により、労働能力を喪失もしくは労働能力に著しい制限を受ける場合
 - (3) その他、前2号に準ずるやむを得ない事由により、奨学金の返済が著しく困難であると認めた場合
2. 前項により、奨学金返済の免除を受けようとする場合は、所定の奨学金返済免除願にその理由を証する書面を添えて提出し、本会理事会の承認を受けなければならない。

第22条（返済期間の例外）

次の各号に該当するときは、第18条の規定にかかわらず、未返済の奨学金全額を、直ちに返済しなければならない。

- (1) 再三の督促にもかかわらず、正当な理由なく返済が著しく滞ったとき
 - (2) 正当な理由なく第15条の届出義務に繰返し違反したとき
 - (3) 正当な理由なく第17条の奨学金借用証書／返済計画書の提出もしくは返済計画変更の届出に応じないとき
 - (4) その他第1～3号に準ずる行為があったとき
2. 虚偽の申請または報告等の不正な手段により奨学金の貸与を受けた場合は、それまでに貸与した奨学金並びにその利息を即時徴収する。
 3. 前項の利息は、日歩3銭とする。

第23条（連帯保証人・保証人の奨学金返済義務）

奨学生が返済に応じない場合は、連帯保証人が未返済の奨学金全額を返済するものとする。

2. 再三の督促にもかかわらず、奨学生も連帯保証人も返済に応じない場合は、その旨を保証人に通知する。

通知を受けた保証人は、奨学生もしくは連帯保証人に奨学金を返済するよう督促し、それでもなお返済に応じない場合は、保証人が未返済の奨学金全額を返済するものとする。

3. 前2項により連帯保証人もしくは保証人が奨学金の返済を行なう場合、本章の規定を準用する。

第24条（延滞金の徴収）

奨学金の返済に延滞があった場合、延滞金を徴することがある。

2. 前項の延滞金の額は、延滞している額に、延滞期間が6ヵ月を超えるごとに5%を乗じた金額とする。

但し、返済の延滞に至る事由が、災害、傷病その他のやむを得ないものと認めた場合は、延滞金の徴収を減免することがある。

第25条（返済の強制）

再三の督促にもかかわらず、奨学生、連帯保証人及び保証人が、奨学金（不正貸与を受けた場合はその利息も）並びに延滞金の返済に応じない場合は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）、民事執行法（昭和54年法律第4号）、その他強制執行の手続に関する法令に定める手続等により、返済の強制執行を行なうことがある。

2. 保証人が、奨学生本人もしくは連帯保証人に奨学金並びに延滞金の返済に充当すべ

き資産があり、かつ返済の強制執行が容易であることを証明した場合は、前項の強制執行は、奨学生本人もしくは連帯保証人に対し行なうものとする。

第5章 雑 則

第26条（規定の改廃）

次の各号に該当し、本会が必要と認めた場合は、この規定の全部または一部を改廃することができる。

- (1) 経済情勢の著しい変動があるとき
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構法その他法制上の取り扱いの重要な変化があるとき
- (3) 本会の運営上、必要があるとき
- (4) その他第1～3号に準ずる必要があるとき

第27条（実施細目）

この規定の実施について、必要な実施細目については、理事長が決定する。

附 則

第28条（実施期日）

この規定は、法人設立の許可の日から実施する。

改訂 2007年（平成19年）4月1日

改定 2013年（平成25年）4月1日

改定 2016年（平成28年）4月1日

改定 2017年（平成29年）4月1日